

2021年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを視る市民自身の監視の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成30年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置結果公表したかを評価し通信簿に加えた。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志18名。弁護士・公認会計士・税理士・市議会議員・市民オンブズパーソンらで構成している。

3. 評価対象

(1) 令和2年度包括外部監査実施全自治体 132自治体(47都道府県、20政令市、60中核市、5条例制定自治体)の全監査報告書 133テーマ

(2) 平成30年の包括外部監査実施自治体(127自治体)の監査報告書(133テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和3年3月31日までに公表されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方自治体の事務事業における①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の検証と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

① 対象の選定は適切で、監査する意義があるか

- i 対象の選定にあたって具体的な目的意識があるか。
- ii 対象の規模・性格に、外部監査する価値があるか。
- iii 監査対象の範囲は適切に設定されているか。

② 監査が充実し、評価が適切であるか

- i 事実・実態の把握が、遺漏なく緻密に行われているか。
- ii 適法性の検証が十分に行われているか。
- iii 3Eの検証が十分に行われているか。
- iv 監査の視点・手法に斬新さがあるか。過去の優れた監査例が参考にされているか。
- v 指摘・意見は直截に具体的に述べられているか。実行可能性があるか。
- vi 個々の問題事例からフィードバックして、一般的・構造的な問題として把握されているか。
- vii 問題発生に至る経緯・意思形成過程と責任の所在が検証されているか。
- viii 監査人が過度に安易に妥協をしていないか。
- ix 当年度の監査対象が過年度に行われた包括外部監査の監査対象になっている場合、過年度監査の指摘・意見に対する措置と措置報告の状況が点検されているか。

- ③ 報告書・意見書の記述は、適切でわかりやすいか。
 - i 自治体や市民が読んで理解しやすい記述になっているか。
 - ii 問題点や指摘・意見の記述は明瞭か。遺漏はないか。
 - iii 監査の視点やプロセスが十分に説明されているか。
- ④ その他
 - i 監査及び監査報告が誠実に行われているか。
 - ii 監査報告において、対象が過度に秘匿されていないか。
 - iii 報酬額と比して明らかに業務量・成果の多い、あるいは乏しい監査報告であるか。
 - iv 検証の過程で、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、その回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解を示しているか。
 - v 他の自治体との比較検討が行われているか。
 - vi 監査テーマの監査を遂げるために必要な補助者が適切に選任されているか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2)自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改良が望まれる)」
- C…「改善を要する」
- D…「抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価、最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(令和元年3月31日)から、一部でも令和元年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、令和2年3月31日まで(1年以内)をB、令和2年9月30日まで(1年半以内)をC、令和3年3月31日まで(2年以内)をDとした。令和3年4月1日現在公表していないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は、良い(報告内容のほぼ全部が評価できる)をA、普通(評価できない報告が全体の20%未満)をB、不十分(評価できない措置報告が全体の20%以上50%未満)をC、非常に不十分(評価できない報告が全体の50%以上)をDとし、報告が全くない(「措置対応度」のE評価に連動する)はEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和2年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞7自治体7テーマ、活用賞15自治体15テーマであり、一方、改善要望13自治体13テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度は堀雅博氏(岐阜県包括外部監査人)と岡部宗茂氏(岡山市包括外部監査人)をオンブズマン大賞とした。2021年9月25日・26日にオンラインで行う「第28回全国市民オンブズマン・オンライン大会2021」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。平成30年度～令和2年度の3年連続で活用賞以上を受賞した該当者はいなかった。

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成30年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、埼玉県、東京都、和歌山県、山口県、徳島県、大分県、さいたま市、新潟市、浜松市、神戸市、川崎市、越谷市、柏市、豊中市、八尾市、松江市、久留米市、那覇市、東京都町田市、滋賀県甲賀市の22自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、全体として水準は上がっているものの、これらに該当する自治体はなかった。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は3年連続で総合D以下の評価の3自治体(仙台市、八王子市、東京都大田区)と2年連続で総合D以下の評価の4自治体(山形県、岡崎市、長崎市、佐世保市)の首長に対し、改善を求める要望書を送付した。

6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR」以外にも含めて合計で85名、668,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げますとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

令和2年度 監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
岐阜県	1 岐阜県の住宅に関する事業	オンブズマン大賞
岡山市	1 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営	オンブズマン大賞
兵庫県	1 県営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について	優秀賞
福岡市	1 業務委託に関する財務事務の執行について	優秀賞
岐阜市	1 岐阜市の補助金、負担金及び交付金	優秀賞
豊田市	1 委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～	優秀賞
東京都 大田区	1 一般廃棄物処理に関する事務の執行について	優秀賞
茨城県	1 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
山梨県	1 山梨県立学校に係る事務の執行について	活用賞
静岡県	1 教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	活用賞
広島県	1 広島県の働き方改革に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
大分県	1 雇用労働政策に関係する事務の執行及び事業の管理について	活用賞
千葉市	1 道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について	活用賞
川崎市	1 ①川崎市の路線バスネットワーク・地域交通の充実に係る事業・事務 ②自動車運送事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	活用賞
新潟市	1 農業政策に関する事務の執行について	活用賞
静岡市	1 防災に関する事業の財務事務の執行について	活用賞
大阪市	1 市政改革プラン2.0 ー新たな価値を生み出す改革ー(行革編)の検証～目標設定・取組実績の精査から、市政改革プラン3.0へ～	活用賞
豊橋市	1 市税の賦課徴収等に係る財務事務について	活用賞
吹田市	1 下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	活用賞
東大阪市	1 公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について	活用賞
下関市	1 外部委託に関する事務の執行について	活用賞
宮崎市	1 指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について	活用賞
北海道	1 債権管理に係る財務事務の執行について	－
青森県	1 下水道事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行について	－
岩手県	1 スポーツ振興に係る財務事務の執行について	－
宮城県	1 宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況	－
秋田県	1 情報システムに関する事務の執行について	－
山形県	1 基金の管理及び運用に関する事務の執行について	－
栃木県	1 自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について	－
群馬県	1 高齢者施策の実施状況について	－
埼玉県	1 高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について	－
千葉県	1 教育に関する財務事務の執行について	－
東京都	1 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	－
新潟県	1 農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について	－
富山県	1 公立大学法人富山県立大学の財務に関する事務の執行及び管理について	－
石川県	1 公有財産の管理に関する事務の執行について	－
福井県	1 道路事業の管理に関する財務事務の執行について	－
長野県	1 環境施策に関する財務事務の執行について	－

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
三重県	1	県民の生命と健康を守るための「医療」「感染症対策」「食の安全」等に関する事務の執行について	—
滋賀県	1	観光施策(関連する施策を含む)に関する財務事務の執行について	—
京都府	1	勤労者福祉会館の現状と課題について	—
大阪府	1	私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について	—
奈良県	1	出資法人に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
島根県	1	外郭団体(財政的援助団体を含む)の事業等の適正化について	—
岡山県	1	県単費事業に関する財務事務の執行について	—
山口県	1	防災に関する施策に係る財務事務の執行について	—
徳島県	1	情報発信及びデータ利活用に係る事務事業の執行について	—
愛媛県	1	観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について	—
高知県	1	林業及び水産業行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
福岡県	1	補助金等に係る財務事務の執行について	—
佐賀県	1	産業振興施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
長崎県	1	長崎県の補助金事務の執行について	—
熊本県	1	熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について	—
宮崎県	1	農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について	—
鹿児島県	1	随意契約に係る事務の執行について	—
沖縄県	1	沖縄県病院事業局における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
札幌市	1	下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	—
仙台市	1	人件費及び人件費関連支出に関する事務の執行について	—
さいたま市	1	清掃事業に関する事務の執行について	—
横浜市	1	下水道事業の経営管理について	—
相模原市	1	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	—
浜松市	1	外郭団体に対する市からの財政支出等について	—
名古屋市	1	委託料についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	—
京都市	1	自動車運送事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する施設・外部団体を含む)	—
堺市	1	防災及び危機管理に関する事務の執行について	—
神戸市	1	水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について	—
北九州市	1	子ども・子育てに関する支援事業(保育事業含む)の事務の執行について	—
熊本市	1	子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	—
函館市	1	補助金等に関する事務執行状況について	—
旭川市	1	基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について	—
青森市	1	高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について	—
八戸市	1	補助金に関する事務の執行について	—
秋田市	1	地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について	—
山形市	1	債権管理に関する事務の執行について	—
福島市	1	債権に関する財務事務の執行及び管理について	—
いわき市	1	学校教育に関する財務事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
郡山市	1	3R推進課の事務の執行について	—
	2	公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について	
水戸市	1	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	—
宇都宮市	1	環境部に係る事務の執行及び事業の管理について	—
前橋市	1	公共施設の有効活用・管理に係る財務事務の執行について	—
高崎市	1	農業振興に関する事務の執行について	—
川越市	1	観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について	—
川口市	1	廃棄物処理事業について	—
越谷市	1	消防事業に関する事務の執行について	—
船橋市	1	船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について	—
柏市	1	介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について	—
八王子市	1	産業振興事業について(産業振興における観光事業、農林事業、産業政策事業に係る事務の執行について)	—
横須賀市	1	観光及び港湾に関連する財務事務(契約事務を含む。)の執行等について	—
富山市	1	環境対策事業に係る財務に関する事務の執行について	—
福井市	1	都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について	—
甲府市	1	未利用不動産等に関する財務事務の執行について	—
長野市	1	財産の管理及び運用に関する事務の執行について	—
岡崎市	1	水道事業及び下水道事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
大津市	1	教育事業に関する財務事務の執行及び管理について	—
豊中市	1	高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について	—
高槻市	1	産業振興及び観光振興に関する財務事務の執行について	—
枚方市	1	補助金等に係る財務事務の執行について	—
八尾市	1	公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行について	—
寝屋川市	1	水道事業に関する事務の執行について	—
姫路市	1	農林水産行政における財務に関する事務の執行等について	—
尼崎市	1	財産管理事務の執行状況について	—
明石市	1	水道事業に関する事務の執行について	—
西宮市	1	市営住宅の管理運営について	—
奈良市	1	水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について	—
和歌山市	1	消防事業に関する財務事務の執行について	—
松江市	1	生活保護に関する事務の執行について	—
倉敷市	1	市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について	—
呉市	1	内部統制の整備状況及び運用状況(全庁的な体制及び業務レベル(歳出)のリスク対策)	—
福山市	1	道路に関する事務の執行及び管理について	—
高松市	1	持続可能な財政運営	—
松山市	1	歳入業務及び債権管理業務並びにその関連支出事務の執行及び運営管理について	—
久留米市	1	環境部に係る事務の執行について	—
長崎市	1	水道及び下水道事業に関する事務の執行について	—
佐世保市	1	佐世保市の情報公開および情報管理	—
大分市	1	補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について	—
那覇市	1	那覇市の生活保護に関する事業	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
東京都港区	1	環境に関する事業の財務事務の執行について	—
東京都江東区	1	情報システムに関する事務の執行について	—
東京都町田市	1	外郭団体に係る財務事務の執行等について	—
福島県	1	復興・創生事業に係る事務の執行について(福島県の出資法人及び財政援助団体の復興創生関連事業の執行を含む)	改善要望
神奈川県	1	本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について	改善要望
愛知県	1	女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について	改善要望
和歌山県	1	県営住宅に関する財務事務の執行について	改善要望
鳥取県	1	報告書名「総務部行財政改革局資産活用推進課が所管する公有財産の管理に関する財務事務の執行について」 選定した特定の事件「県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について	改善要望
香川県	1	子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	改善要望
広島市	1	扶助費に係る財務事務の執行について	改善要望
盛岡市	1	入札・契約事務について	改善要望
金沢市	1	公園に関する財務事務の執行について	改善要望
鳥取市	1	新市庁舎建築等に関する財務事務の執行について	改善要望
高知市	1	市営住宅に係る事務の執行について	改善要望
鹿児島市	1	自然災害に対する防災、危機管理に関する事業の執行、取組み及び財務事務について	改善要望
東京都荒川区	1	「申請手続の簡素化・合理化と区民サービスの向上」～主に電子申請・郵送申請の積極的活用について～	改善要望

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成30年度)

自治体名	平成30年度監査テーマ	措置評価			
		I 速 さ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
埼玉県	1. 県立学校の運営及び財務事務について 2. 県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について	A	A	A	A
東京都	1. 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について 2. (公財)東京都福祉保健財団及び(独行)東京都健康長寿医療センターの経営管理について	C	A	A	A
和歌山県	1. 公の施設の指定管理に関する事務の執行について	A	A	A	A
徳島県	1. 試験研究機関について	A	A	A	A
さいたま市	1. 道路事業に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
新潟市	1. 水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	A	A
浜松市	1. 水道事業に係る事務の執行について	A	A	A	A
神戸市	1. 債権管理について	A	A	A	A
川越市	1. 保健医療部の財務事務について	A	A	A	A
豊中市	1. 上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	A	A	A	A
八尾市	1. 補助金・負担金等に係る事務の執行について	A	A	A	A
久留米市	1. 水道事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
青森県	1. 観光振興に関連する施策及び事業の事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1. 秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用について	B	A	A	A
山口県	1. 子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
大分県	1. 公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行について 道路・港湾施設を中心として	B	A	A	A
越谷市	1. 子育て支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	A	A
柏市	1. 柏市の指定管理者制度における芸術文化・交流施設と高齢者福祉施設の管理運営及びそれらの施設に係る市所管課の財務に係る事務の執行について	B	A	A	A
松江市	1. 滞納債権に関する事務の執行について	B	A	A	A
那覇市	1. 那覇市の人件費について ー那覇市職員の働き方ー	B	A	A	A
東京都町田市	1. 物品等の管理に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
滋賀県甲賀市	1. 補助金に関する事務の執行について	B	A	A	A
岩手県	1. 子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について	A	A	B	B
静岡県	1. 指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行につ	A	A	B	B
千葉市	1. 業務委託に係る事務の執行について	A	A	B	B
青森市	1. 農林水産業の振興施策にかかる財務事務の執行について	A	A	B	B
盛岡市	1. 業務改革の推進について	A	A	B	B
秋田市	1. 秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
豊田市	1. 子育て応援事業に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
高槻市	1. 委託料に関する事務の執行について	A	A	B	B
枚方市	1. 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
明石市	1. 指定管理者に関する事務執行について	A	A	B	B
倉敷市	1. 防災・危機管理事業について	A	A	B	B
福山市	1. 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する事務の執行について	A	A	B	B
大分市	1. 生活保護等に関する事業について	A	A	B	B
群馬県	1. 債権管理(税債権を除く)の事務の執行について	B	A	B	B
岐阜県	1. 林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	B	A	B	B
岡山県	1. 岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行について	B	A	B	B
香川県	1. 県税の賦課・徴収に係る事務の執行について	B	A	B	B
愛媛県	1. 教育委員会の財務に関する事務(主に県立学校に係るもの)の執行及び県立学校の事務の執行について	B	A	B	B
長崎県	1. 長崎県の債権管理に関する事務の執行について~未収金を中心に~	B	A	B	B
熊本県	1. 試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について 2. 補助金等に関する事務執行状況について	B	A	B	B
京都市	1. 扶助費に係る事務の執行について(一般会計に限る)	B	A	B	B
福岡市	1. 福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について	B	A	B	B
郡山市	1. 新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について	B	A	B	B

自治体名	平成30年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
大津市	1. 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について	B	A	B	B
西宮市	1. 特別会計の財務事務の執行について	B	A	B	B
松山市	1. 地域経済及び地域産業の活性化に係る事業の事務の執行及び運営管理につ	B	A	B	B
三重県	1. 子どもの福祉に関する事務の執行について	C	A	B	B
京都府	1. 財務事務をはじめとしたリスクマネジメントの課題と対応について	C	A	B	B
横浜市	1. 子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
東大阪市	1. 外郭団体に係る財務に関する事務の執行について	C	A	B	B
高知市	1. 廃棄物処理業務について	C	A	B	B
鳥取市	1. 未利用不動産等に関する財務事務の執行について	A	B	B	B
岡山市	1. 岡山市の債権の管理に係る事務の執行	B	B	B	B
熊本市	1. 熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について	B	B	B	B
福島市	1. 外郭団体の財務に関する事務の執行について	B	B	B	B
	2. 補助金の支出に係る事務の執行について				
尼崎市	1. 公営企業会計(上水道・工業用水道・下水道)の事務管理について	C	C	B	B
茨城県	1. 水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
新潟県	1. 観光及びこれに関連する事業に係る事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
山梨県	1. 観光部が所管する事務事業の執行及び管理について	A	A	C	C
滋賀県	1. 県立病院の財務に関する事務の執行について	A	A	C	C
鹿児島県	1. 子育て支援事業に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
大阪市	1. 大阪市港湾局を中心とした大阪港ベイエリアをめぐる事業の執行について	A	A	C	C
堺市	1. 教育関連事業(主として学校教育)に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
函館市	1. 高齢者福祉に関する事務の執行について	A	A	C	C
前橋市	1. 保健所における財務事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	1. 一般会計及び特別会計(公営企業会計を除く。)における補助金等に関する事務の執行等について	A	A	C	C
長野市	1. 市税等に関する事務の執行について	A	A	C	C
姫路市	1. 消防局及び危機管理室における財務事務等の執行について	A	A	C	C
和歌山市	1. 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について	A	A	C	C
東京都荒川区	1. 本庁舎等に関わる委託契約の執行及び維持管理の状況について	A	A	C	C
東京都大田区	1. 道路・公園・河川及び交通安全等に関する事務執行について	A	A	C	C
東京都江東区	1. 金融資産の管理について	A	A	C	C
福島県	1. 農林水産事業の財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
栃木県	1. 委託契約に係る事務の執行について	B	A	C	C
神奈川県	1. 環境政策に関する事業の財務事務の執行について	B	A	C	C
富山県	1. 県税に関する財務事務の執行及び管理について	B	A	C	C
福井県	1. 環境対策事業の財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
長野県	1. 公の施設(文教施設)の管理について	B	A	C	C
奈良県	1. 債権管理に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
高知県	1. 県営住宅に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
佐賀県	1. 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業について	B	A	C	C
宮崎県	1. 公有財産の管理について	B	A	C	C
札幌市	1. 高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
川崎市	1. 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に係る財務事務の執行につい	B	A	C	C
北九州市	1. 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する事務の執行について	B	A	C	C
八戸市	1. 防災に関する事務事業の執行について	B	A	C	C
高崎市	1. 生活保護に係る事務の執行(生活困窮者自立支援に係る事務の執行を含む)	B	A	C	C
船橋市	1. 船橋市の文化・スポーツ・観光・衛生管理の行政を補完する外郭団体の出納その他の事務の執行及びそれらの市所管課における人的・財政的関与に係る財務事務の執行並びに船橋市民文化ホール及び市民文化創造館の管理運営に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
	2. 下水道施設課による(公社)船橋市清美公社に対する業務委託に係る財務事務の執行について				
富山市	1. 負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	B	A	C	C
岐阜市	1. 岐阜市の防災に関する事業	B	A	C	C
豊橋市	1. 防災に関する事業の執行について	B	A	C	C

自治体名	平成30年度監査テーマ	措置評価			
		I 速さ	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
北海道	1. 「北海道ファシリティマネジメント推進方針」の実施状況及び財務事務の執行に	C	A	C	C
石川県	1. 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について	C	A	C	C
鳥取県	1. 元気づくり総本部及び商工労働部が所管する移住定住の推進事業及び観光交流局が所管するインバウンドを主とした観光施策に係るふるさと魅力向上事業に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
福岡県	1. 子育て支援関連施策に関する財務事務の施行状況について	C	A	C	C
大阪府	1. 都市整備部の交通・道路事業を中心とした財務事務の執行について	A	B	C	C
島根県	1. 商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックにつ	B	B	C	C
鹿児島市	1. 病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	B	C	C
広島県	1. 「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく「新たな経済成長」分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	C	B	C	C
奈良市	1. 公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について	D	B	C	C
相模原市	1. 国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
広島市	1. 子ども・子育て支援事業の事務の執行について	A	C	C	C
旭川市	1. 旭山動物園に関する事務の執行について 2. 図書館に関する事務の執行について	A	C	C	C
宮城県	1. 連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況につ	B	C	C	C
千葉県	1. 県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務	B	C	C	C
愛知県	1. 観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
兵庫県	1. 県民利便施設(都市公園・社会教育施設・スポーツ施設)の管理運営について	B	C	C	C
静岡市	1. 観光振興に関する施策に係る事務の執行について	B	C	C	C
いわき市	1. 農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について	B	C	C	C
宇都宮市	1. 経済部の事務の執行及び事業の管理について	B	C	C	C
呉市	1. 外部委託に関する事務の執行について	C	C	C	C
山形県	1. 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について	A	D	D	D
仙台市	1. 自動車運送事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	D	D	D
高松市	1. 教育及び子育てに関する財務事務の執行について	A	D	D	D
佐世保市	1. 佐世保市の市営住宅	A	D	D	D
名古屋市	1. 名古屋市の公園・緑地及び公園・緑地内施設等についての整備、維持管理等に おける財務の執行状況について	B	D	D	D
岡崎市	1. 公有財産の有効利用と管理について	B	D	D	D
沖縄県	1. 公共用地取得に関する財務事務の執行について	C	D	D	D
東京都港区	1. 学校教育に関する事業の財務事務の執行について	C	D	D	D
金沢市	1. 農林水産事業に関する事務の執行について	D	D	D	D
八王子市	1. 条例に基づく事務執行について 取り分け、10年以上改正されていない条例に基づく事務執行について	E	E	E	E
下関市	1. 道路・港湾の整備事業に係る事務の執行について	E	E	E	E
長崎市	1. 債権管理に関する事務の執行	E	E	E	E
宮崎市	1. 債権管理に関する事務の執行について	E	E	E	E
川口市	1. 病院事業における財務事務の執行及び経営にかかる事業の管理について	E	E(A)	E(A)	E(A)

令和2年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	堀 雅博	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 352頁 概要書 42頁
監査テーマ	岐阜県の住宅に関する事業			委託報酬額 11,000,000円	
監査対象等	<p>監査対象として、県内14の県営住宅、県営住宅の管理を行う住宅供給公社、県の住宅に関する助成事業、空き家等対策事業を対象とする。調査先としては下記の対象への調査を実施している。</p> <p>ア 県営住宅に関する事務執行に関与している県の部署 イ 関係団体</p> <p>①県営住宅のうち指定管理者制度がとられているソピア・フラッツの指定管理者 ②ソピア・フラッツを除く13の県営住宅について管理代行を行っている岐阜県住宅供給公社の本社および県庁西出張所、東濃建築事務所、飛騨建築事務所 ③各住宅にある自治会などの自治組織及び駐車場管理組合、駐車場管理委員会 ④団地内に市道と市管理河川が有する大垣市と、管理河川を有する垂井町及び垂井町土地改良区 ウ 補助金交付を受ける市町村</p>				
対象選定の理由	<p>(1)岐阜県住生活基本計画、岐阜県公営住宅等長寿命化計画など住宅に関する各計画はR2度が最終年度や中間時期に当たり、各計画における施策を展開する中で、指摘や意見を検討しやすいと思われること</p> <p>(2)総務省からの勧告において保証人要件について指摘されていることや、R2年4月1日より施行された改正民法により、連帯保証の極度額や消滅時効、定型約款についての検討が必要となるなど、関係法令等への対応状況を確認する必要があること</p> <p>(3)管理代行制度と指定管理制度の制度比較をすることで、より良い改善策が検討できると思われることに加え、住宅特別会計は、特別会計の中で2番目に未収入金額が大きく債権管理に課題があると思われること</p> <p>(4)新型コロナウイルス感染症に起因する離職者向け県営住宅の一時提供をするなど、住宅に関するセーフティネットについての重要性が高まっていること</p> <p>(5)過去の包括外部監査で同種のテーマが取り上げられているが、県営住宅に関する事業、住宅に関する助成制度、空き家等対策に関する補助金、耐震化促進に関する補助金など、県における住宅に関する事業を総合的に捉えたテーマはないため実施する意義があること</p>				
監査の視点	<p>1.適法性－事務執行が、適法になされているか</p> <p>2.有効性－事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げられているか</p> <p>3.経済性－事務執行が、より少ない費用で実施できていないか</p> <p>4.効率性－事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか</p> <p>5.公平性－各県営住宅の申込者、入居者等のほか、各補助金申請者に対して、公平な取扱いをしているか</p> <p>6.透明性－補助金の3Eの検証や委託業務の選任過程などについて、ホームページに公開し、具体的に説明しているかなど</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>本書は全6章により構成されており、それとは別に冒頭に監査の概要を記した序章を、末尾に課題と提言を記した終章が付されている。各章の概要は以下の通りである。</p> <p>第1章では「岐阜県の住宅に関する事業計画」として県の住宅事情や住生活基本計画について報告され、計画や市町村との連携について意見を付している。</p> <p>第2章では県営住宅について、2章の1において概要が示され、2章の2において全14件の県営住宅の現場を往査した結果が記されており、本監査の中心となっている。2章の3では県営住宅の管理に関する事務手続きの監査結果が、募集・申込・抽選、入居手続き、居住中の管理、債権管理、修繕といった形で時系列順に記されているほか、県営住宅の集約化事業に対して独自の採算分析や他市町の事例を検討材料として提示している。</p> <p>第3章では岐阜県住宅供給公社について、県からの財政的支援等の現状や経営計画を踏まえながら各実施事業についての監査結果を報告している。</p> <p>第4章では住宅に関する助成事業として、県が実施している住宅に関する補助金8件と補助金制度のほか、①被災者受入支援応援急仮設住宅借上げ事業、②木造応急仮設住宅建設訓練事業について、補助金の有効性・経済性・効率性の検証、事業評価の実施状況等を中心に実施された監査の報告が記載されている。</p> <p>第5章では空き家等対策事業について、空家対策推進室及び補助金交付団体である7市町へのヒアリングや書類閲覧によって実施した監査結果を報告している。</p> <p>第6章では県が行う耐震化促進事業について、担当課及び補助金交付団体である3市町へのヒアリングや資料閲覧によって実施した監査結果を報告している。</p> <p>指摘・意見の数は指摘177件と意見121件、加えて、監査を行った対象の事務手続きが他の県営住宅に関する業務や補助金の参考になると監査人が判断したもの13件について「参考報告」として示されている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>人が生きていく上で必要不可欠なテーマであることから県民の声を丁寧に拾い上げる必要があるという監査方針のもと、県庁や外郭団体へのヒアリングにとどまらず、同テーマを扱った他の都道府県監査ではあまり見られない住宅管理人や入居者団体(自治会等の代表者)へのヒアリング等調査、より住民に近い市町に対する往査や関係人調査が実施されている。これにより、管理や入居者の適正利用の実態のより精緻な把握に繋がっていると同時に、高齢化や自治会加入率の低下といった社会情勢の変化に伴う新たな課題を浮き上がらせ、監査の質の向上に結びついていると評価できる。</p> <p>過去に行われた包括外部監査の措置状況についても、意見への対応がなされていない事項については指摘を加えるなどし、点検とその結果が記述されている。</p> <p>指摘と意見は昨年度と同様に、問題点ごとに、事実関係→規範→指摘・意見の順で記載されており、監査人の思考過程が明瞭であり、分かりやすく説得的である。他の自治体による取組事例の例示や他の業務の参考になると監査人が考えた「参考事例」の記載があり、指摘・意見を受ける県にとっても容易かつ効果的な措置の実施に繋がりがやすい報告になっている。また、過去に行われた包括外部監査の措置状況についても、意見への対応がなされていない事項については指摘を加えるなどし、点検とその結果が記述されている。</p> <p>そのほかにも他県他市において過去に行われた同テーマの包括外部監査報告を参考にしている点も多く、例えば奈良県の包括外部監査報告から着想を得て、団地別の採算性分析の結果を示し今後の集約化事業に対する検討材料を提示するなど、監査の質の向上へ向けた監査人の工夫の跡が随所にみられることから評価班では本報告書を「オンブズマン大賞」と評価する。</p>

令和2年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表(対象自治体：岡山市)

監査人氏名	岡部 宗茂	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 631頁 概要書 90頁
監査テーマ	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営			委託報酬額 11,889,000円	
監査対象等	R2年4月1日時点で指定管理者による管理が導入されていた全施設57件。(指定管理施設の総数はさらに多いが、18種については同種の複数の施設群を<グループ>としてくくって取り扱っており、監査対象から外れているものはない。)				
対象選定の由	市の公共施設は、築30年超の物件の割合が多く、今後続々と耐震化工事や老朽化に伴う改修が必要になると見込まれ、更新・改修のため多額の経費が必要となるため、維持・管理に関わるマネジメントが喫緊の課題。公共施設の運営は行政サービスの維持だけでなく、施設需要の変化への対応等の行政サービス向上、施設の効率的運営、行政コスト縮減のため、指定管理者制度を含む多様な公民連携手法の導入が今後求められ、公共施設の効率的な管理運営の方策として積極的に指定管理者制度が活用されていくことが期待される。また近い将来に多くの施設で管理期間の終期を迎えるので、この機に網羅的・集中的監査をすることが必要かつ有効と考え、対象に選定した。				
監査の視点	<p>指定管理者制度の制度目的が効果的効率的に達成され得る状況か否かを判断するには、「公共性の確保」「効果的な民間活力の活用」「情報公開」の視点が重要、との観点から、</p> <p>1 「公共性の確保」につき、<運用に際して公の施設の公共性を確保する方策が適切にとられているか><条例の制定その他により適切に民主的コントロールが行われているか><事業報告書が必要十分な内容を備えているか、モニタリング体制・評価体制が適切に整備されているか>、</p> <p>2 「効果的な民間活力の活用」につき、<選定が公募原則に則って適正に行われているか><募集手続や協定で、指定管理者が負うべきリスクが明確になっているか><民間事業者からの提案を積極的に受け付け協働する体制がとられているか>、</p> <p>3 「情報公開」は、1・2のどの局面でも重要なので、<指定管理者制度についてどの程度の情報公開を行って、市民への説明責任を果たしているか>の各観点から監査した。</p> <p>なお、「指摘」を「合規性または3Eに関して改善すべき重要事項」、「意見」を「合規性または3Eの観点から『著しい問題はないが改善が望ましい事項』と位置づけている。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>総論部分だけで120頁に及んでおり、そこで全体的な監査の視点と、各施設につき点検する項目が記述され、総論的な指摘・意見が述べられている。点検項目は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理の導入(施設の点検の実施状況、マネジメント推進委員会での審議、条例の定め、制度導入の判断と是非、指定期間) 2 指定管理者の選定(公募・非公募とその判断、資格要件、募集要項、管理料の積算、利用料金制、申請と不指定通知の位置づけ、選定委員会の審議、選定過程・非公募理由・選定理由の情報公開) 3 指定管理者との協定(市のマニュアル、指定管理料、精算と検査、リスク分担表とその内容、修繕費負担、使用料徴収委託、賠償責任保険、文書保存年限) 4 施設の管理運営(管理業務仕様書、使用料徴収・納付事務、備品管理、第三者委託、指定管理者の事業所としての施設利用) 5 自主事業(指定管理業務との区分、自主事業での使用許可手続きと使用料の取扱い) 6 監督とモニタリング(あるべき視点・体制と現状、事業報告書の記載事項、実地調査、評価・検証制度、利用者アンケート) 7 個人情報管理(条例の規定と現状、マニュアルの記載、必要な措置の確認状況) 8 管理業務に関する情報公開(条例の定めと現状、マニュアルの記載、必要な措置の確認状況) 9 災害等非常時対応(現状と管理規則の定め、マニュアルの記載、臨時休館等の裁量) 10 リスク管理体制(現状と管理規則の定め、マニュアルと仕様書の記載の整合性) 11 制度運用状況に関する情報公開(ガイドライン・マニュアル・手引・指針、選定過程、管理業務収支) <p>また、モニタリングと制度運用状況の情報公開に関しては、規模の近い8政令市に詳細な実情紹介を行って、岡山市の現状と比較している。</p> <p>そのうえで、全57件(群)の施設を担当部課ごとに配列し、施設ごとに、施設と指定管理の概況を記述したうえで上記の項目の点検結果を述べ、指摘・意見を述べている。個別施設については指摘113件・意見627件であり、ここからのフィードバックによる総論的指摘14件・意見65件を付しており、そこからさらにフィードバックして「総論の総論」的な提言4件を付している。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>全57施設・施設群の全部にわたり、非常に多数の点検項目を設定して、きわめて丁寧に監査している。</p> <p>抽出事項は施設(群)の全体にわたり漏れなく、かつきわめて多い。施設・施設群ごとの抽出事項数は平均13件(最大23件・最小3件)で、10件未満の施設(群)が7個しかない。この質・量のレベルで行われた監査は稀であり、テーマを問わず全国の模範とするに足るし、指定管理に関する後発の監査の模範となるものと言える。かつ、おそらく施設(群)ごとに分担して監査を実施したものと考えられるのに、検討の深度の対象によるばらつきがほとんど見受けられず、監査人と補助者が事前及び監査手続中に密接な意見交換を行って意識を共通にしたものと推定されるので、その点に関しても高く評価したい。</p> <p>総論的指摘・意見も前記11個の点検項目の全部にわたっており、視点ごとの抽出事項数は2～18件である。中では協定(18件)、選定(16件)、モニタリング(9件)、管理運営(8件)、運用状況の情報公開(7件)の総論抽出事項が多い。また、8政令市の状況の調査・検討・比較も非常に詳細に行われている。(なお、イエローブック本文の記述では、指定管理者が自治体関連団体である場合には当該団体のチェックをすることが望ましいとしているが、本監査のように作業量が膨大であった場合には、そこまでの注文はさすがに無理すぎよう。)</p> <p>問題点の検討は、踏み込みが深く、条例の改正にまで及んでおり、指摘・意見はいずれも具体的かつ直截である。また、報告書は大部であるが、よく整理されていて、非常に読みやすい。総論へのフィードバックも十分である。</p> <p>行政にとってはもちろん、市民や施設利用者にとっても、活用性の非常に高い、優れた監査である。岡山市がこの監査報告を有意義に活用することを強く期待したい。</p>

令和2年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：兵庫県)

監査人氏名	高橋 潔弘	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 288頁 概要書 57頁
監査テーマ	県営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について			委託報酬額 12,000,000円	
監査対象等	<p>監査対象は、県営住宅に関する事務と管理である。県が管理する県営住宅戸数は、49,950戸(令和2年4月1日現在)。地域別では、神戸地域13,922戸、阪神南地域8,597戸、阪神北地域6,348戸、東播磨地域10,765戸、北播磨地域1,413戸、中播磨地域5,696戸、西播磨地域1,244戸、但馬地域505戸、丹波地域434戸、淡路地域1,026戸である。これらは県住宅供給公社等の指定管理者が管理業務を行っている。</p> <p>本監査では、①県営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理、②県営住宅の管理に関する指定管理者共通の問題、③県営住宅の管理に関する各指定管理者固有の問題などについて監査を実施している。</p>				
対象選定の由	<p>「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」はH28年5月改訂後、5年毎に見直しが実施されている。県営住宅の整備・管理を進める5つの方向性は、住宅セーフティネットの根幹の役割を担うものである。H27に52,685戸だったが、R7度に48,000戸まで削減は注目すべきである。県営住宅は県住宅特別会計で処理され適正収支が求められること。また県営住宅の老朽化から長寿命化計画を策定し事業推進するので多額の財政支出を伴うこと。管理運営は指定管理者制度の導入による管理料が30億円になること。県営住宅事業は「県住宅供給公社」と一体で推進すること。事業の管理は、建替用途廃止が適切に把握できているか、入居審査や滞納管理は適切か、指定管理者は効率的か等、県営住宅の施策は県民にとって有用なもので検討は意義があるとして選定。</p>				
監査の視点	<p>(1) 監査の着眼点(県営住宅における問題点)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建替え、用途廃止などは適切か。 ②未利用住宅の今後の利活用はどうか。 ③耐震化、バリアフリー化、修繕は計画により適切か。 ④住宅入居審査や滞納管理の事務は適切か。 ⑤指定管理は効率的か。 ⑥住宅供給公社との関係性はどうか。 ⑦住宅施策は社会情勢を反映して県民に有用か。 <p>(2) 実施した手続</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県土整備部、住宅建築局、公営住宅課、住宅管理課へのヒアリング。 ②資料の閲覧、照合、分析。 ③現地調査。 ④現地視察。 <p>指定管理者(4法人)への往査は延べ12日。視察した県営住宅は24か所、その日数は延べ24日。対象の未利用県営住宅は6か所視察、その日数は延べ6日。抽選会1か所へは1日視察。監査期間は、R2年7月1日からR3年1月31日である。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>[全体]の構成 第1章 包括外部監査の概要。第2章 県営住宅事業の概要。第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見。別添 指摘事項及び意見のまとめ。</p> <p>[個別]の構成 第1章 包括外部監査の概要(1頁～12頁)は、選定したテーマなどを記載。 第2章 県営住宅事業の概要(13頁～105頁)は、Ⅰ公営住宅の概要、Ⅱ県営住宅の概要、Ⅲ県営住宅を所管する組織概要、Ⅳ県営住宅の指定管理者、Ⅴ県営住宅管理事務。第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見(106頁～253頁)は、Ⅰ総評、Ⅱ指摘事項及び意見について、1県営住宅に関する県の財務事務の執行及び事業の管理について、2県営住宅の管理に関する指定管理者共通の問題について、3県営住宅の管理に関する各指定管理者固有の問題を記載している。</p> <p>「指摘事項及び意見」の数は、1県営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について(1)県が目指すべき県営住宅供給公社との関係性は指摘6、意見9。(2)目標管理戸数は指摘2、意見4。(3)未利用資産は意見1。(4)県営住宅の長寿命化・耐震化・バリアフリー化は指摘1、意見2。(5)指定管理者の選定手続きは指摘5、意見1。(6)指定管理者の評価は指摘1、意見1。(7)市町との連携は意見3。(8)募集事務は指摘3、意見5。(9)住宅困窮要件は指摘2、意見3。(10)利便性係数は指摘1、意見1。(11)家賃収納事務は指摘5、意見4。(12)同居承認は指摘2、意見1。(13)空家補償費は意見1。(14)公有財産の管理は指摘1、意見2。(15)未収家賃の管理は指摘1、意見1。(16)駐車場の管理は意見1。(17)請負契約は意見1。 2県営住宅の管理に関する指定管理者共通の問題について(1)入居審査事務は指摘1、意見1。(2)収入申告事務は指摘3、意見2。(3)共同施設の管理は意見1。(4)集会場の管理は指摘2、意見2。(5)同居承認手続の遅れは意見1。(6)県営住宅管理システムは指摘1、意見1。(7)退去時に係る畳の表替え・ふすまの張替えは意見1。 3県営住宅の管理に関する各指定管理者固有の問題について(1)神鋼不動産ジークレフサービス(株)明石管理事務所は指摘2、意見4。(2)県営住宅供給公社 神戸事務所は指摘10、意見12。(3)県営住宅供給公社 播磨・明舞管理事務所は指摘9、意見10。(4)(株)県公社住宅サービス姫路事務所は指摘8、意見8。(5)(株)東急コミュニティー 阪神南管理センターは指摘4、意見5。合計では指摘70、意見89。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>この報告書は、よく整理され検討事象の把握とそれに対する監査人の監査結果の報告に際しては、大きく3つの主題に分け、その中で夫々の「指摘事項及び意見」を表明している。このテーマは、検証すべき課題へのアプローチはそれ程困難ではないかもしれないが、報告書では、論点整理が上手くできているから、今後の他の自治体の包括外部監査の参考になるであろう。</p> <p>この報告書の前半で、●公営住宅及び県営住宅事業の概要、●事業を所管する組織、●県営住宅の指定管理者、●県営住宅管理事務と関連する条例の抜粋、手続きフロー、説明図表を多様する等で丁寧に整理されている。監査実務で、対象とした指定管理者への往査と県営住宅への視察、未利用県営住宅への視察、及び住宅供給公社(神戸事務所)の抽選会の視察などが積極的に進められている。又視察対象の物件の写真も掲載している。</p> <p>後半の第3章約150頁で、「包括外部監査の指摘事項及び意見」をまとめて記載している。監査人が重点的に主張したい文章をゴシック体表記で強調している。この第3章では改めて目次を記載している。Ⅰ・総評は、課題8つを簡潔に記載し、Ⅱ・指摘事項及び意見は、①県営住宅の事務事業の執行と事業の管理、②県営住宅を管理する指定管理者5社に共通する事象、③指定管理者固有の問題について記載している。個別記載で、テーマの概要を解説し、関連規則の抜粋と、その関連数値を含める図表を記載した後、指摘事項及び意見を記載する。記載されている解説が簡潔で読み易くなっている。別添では、監査項目ごとの指摘事項と意見の数をまとめており、それらの「指摘事項及び意見」の内容記載とその重要度を記号で記し、関連する報告書頁も記載している。この報告書は良く吟味されて几帳面に誠実な包括外部監査が実施されたことを伺わせるものである。近年厳しい財政事情と住宅政策が市場政策へとシフトする中で、公営住宅制度の存在基盤が問われること等も踏まえて斬新で画期的なアイデアの提言などがあれば良かったと思う。</p>

令和2年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：福岡市)

監査人氏名	塩塚 正康	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 541頁 概要書 22頁
監査テーマ	業務委託に関する財務事務の執行について			委託報酬額 18,000,000円	
監査対象等	新型コロナウイルス感染症の影響により、こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局及び教育委員会事務局を除く市の全部署。				
対象選定の理由	<p>地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、多岐にわたっており、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段であると考えられる。</p> <p>一方で、地方公共団体が業務委託を行う場合には、相手方の選定、契約手続に係る合規性、透明性等が確保されることが必要であるとともに、業務委託による効果等が適切に把握及び検証されることが重要。また、市においても、業務委託は多くの部局で行われており、各部局に共通する財務事務であるという特徴がある。また、市では、H29年6月に策定した「行政運営プラン」において、「民間活力の活用」を推進項目の一つと定めており、業務委託の有効性や効率性を図ることで行政サービスの質の向上等に取り組まれているところである。</p> <p>これらを踏まえ、業務委託に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義と考えたため。</p>				
監査の視点	<p>「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」。</p> <p>ただし、業務プロセスをPlan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)に分類し、各プロセス毎に、合規性・3E・説明責任及び透明性に関する具体的な監査の視点を提示している。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第1は、監査の概要(テーマ、対象、方法、実施者等)である。第2は監査対象の概要であり、業務委託に関する財務事務の概要、市における業務委託の概要、監査対象や詳細監査対象の選定方法の説明があり匿名随意契約における予定価格と落札率をプロットした図が目を引く。第3は監査の視点及び実施した監査手続であり、まず、監査の視点として業務プロセス毎の具体的な監査の視点が明示され、実施した監査手続及び監査の実施状況が説明されている。監査の実施状況では、実施期日が明らかにされている。以上第3までは導入部分であり、指摘意見の記載はない。</p> <p>第4の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見から本報告書の中核部分である。1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要として、監査の結果及び意見が、部署・契約件名・結果/意見の区分・結果及び意見の項目からなる一覧表で整理されている。2 監査の結果及び意見(総論)では、総論的結果1及び意見5について記載されている。いずれも、該当の業務プロセス及び監査の視点を明示し、現状を整理したうえで、指摘や意見を述べている。とりわけ、情報の公表について、予定価格にかかる非公表理由を具体的に開示すべきとした結果が目を引く。3 監査の結果及び意見(各論)では、①会計室、②市長室、③総務企画局、④財政局、⑤市民局、⑥環境局、⑦農林水産局、⑧住宅都市局、⑨道路下水道局、⑩港湾空港局、⑪東区役所、⑫南区役所、⑬城南区役所、⑭西区役所、⑮消防局、⑯水道局、⑰交通局、⑱市選挙管理委員会事務局、⑲議会事務局の順に、委託業務名称・概要を述べ、意見や結果があるものについて、業務プロセスと業務の視点を明示した表を掲げ、現状を説明したのちに指摘や意見を述べる。</p> <p>概要版においては、第4の各論について、Plan(計画)の業務プロセスで発見された事項として、i 仕様書、設計書、予定価格等の適切な作成について、ii 適切な業者選定方法の決定について(プロポーザル等)、iii 適切な業者選定手続の実施について、Do(実行)の業務プロセスで発見された事項として、i 再委託承諾手続の適切な実施について、ii 適切な契約手続について、iii 適切な契約変更手続について、iv 適切な業務委託の執行管理について、Check(評価)の業務プロセスで発見された事項として、i 履行確認の適切な実施について、ii 業務委託実施後の評価について、Action(改善)の業務プロセスで発見された事項として、i 情報公開の拡充について、ii 次年度への改善・他部局への反映についてと区分して、報告書第4で部署毎になされた指摘や意見が統一的な視点のもとに整理されている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>業務委託は行政サービスの提供にとり重要で各部局に共通する財務事務であること等から、合規性、有効性や効率性等の観点の検討が有意義としてテーマ選定。新型コロナの影響によりこども未来局、保健福祉局、経済観光文化局及び教育委員会を除外した全部署と広範囲にわたり丹念に行われた監査で、指摘や意見も適切で、報告書は分かりやすい。概要版における横断的な整理は項目も含め、有用である。活用性の高い報告書で、労作である。</p> <p>監査視点に説明責任及び透明性をいれたこと、PDCAサイクルを想定し各業務プロセスに分解したうえで、具体的な監査の視点を明示したうえで、各項においても該当の業務プロセス及び監査の視点を明示した記述がなされている点は、参考になる。</p> <p>入札を増やして随意契約を減らすことに関して、十分な理由を述べて競争性の確保に努めるように留まった点は気にかかるが、指摘や意見の内容も急所をついていると思われるものが多く、匿名随意契約と再契約の関係、再委託に関する発見事項も多く顕出されている。</p>

令和2年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岐阜市)

監査人氏名	竹中 雅史	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 316頁 概要書 7頁
監査テーマ	岐阜市の補助金、負担金及び交付金			委託報酬額 11,847,000円	
監査対象等	<p>R1度に支出した補助金、負担金、交付金(以下、補助金等)は、旅費補助金及び出席負担金を除いて全922件あり、その中から次の3つの観点から442件の補助金等を監査対象を選定している。</p> <p>ア 金額が500万円以上の補助金等は、原則として対象とする(ただし、観光事業以外の特別会計及び企業会計におけるもの、企業会計補助金・企業会計負担金は除く)</p> <p>イ 金額が500万円未満のものから、交付要綱等の内容、過去5年間における金額の変動の有無、開始年度の古さ、交付先等を勘案し任意に抽出する</p> <p>ウ H23度の包括外部監査において取り上げられた補助金等は、原則として対象とする</p>				
対象選定の理由	<p>人口減少等により収入が減少する一方で、近年の大型災害や感染症拡大等を原因とした対策費等の支出が大幅に増加することが起こっており、財源確保の重要性が増す中、従前から既得権化されやすく、見直しがなされないまま継続する傾向が指摘されている補助金等について、監査する必要性は極めて高い、と判断し選定する。</p> <p>また、過年度に実施された包括外部監査において指摘された事項について、その後どのような改善等がなされていたかについても監査の必要性がある。</p>				
監査の視点	<p>基本的視点として、</p> <p>①合規性・手続きの適正－法律、政令、条例、規則や内部規定である要綱等、根拠に従って事務執行がされているか</p> <p>②公益上の必要性－客観的に公益上必要であると認められるものであるか</p> <p>の2点を置く。加えて、交付申請から交付決定までの手続きに加え、根拠となる交付要綱や交付目的、事後の見直し手法といった補助金事務執行の各プロセスにおいて監査の視点が設定されている。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第1部「監査の概要」、第2部「総論」、第3部「各論(個別の補助金等の監査の結果)」の3部で構成されている。</p> <p>第1部は、外部監査の対象及びその選定理由、監査の手続き監査の視点といった今回の監査の概要が記述されている。監査の視点については上記の通りその具体的視点が実際の事務執行手続きの流れに沿って明確に示されている。</p> <p>第2部は、岐阜市の補助金等の状況と補助金行政に関するこれまでの市の取組み経緯、現在の見直し方法を記した上で、全体についての監査の結果を記述している。全体についての結果では、全体管理や終期の設定、見直しシステム、事業評価のあり方、実行委員会や任意団体の調査把握及び公表の必要性、実績報告の実質化などについて指摘、意見している。</p> <p>第3部は、書類監査及びヒアリングを行った補助金のうち、監査人が記載すべきと考えた補助金等についての監査の結果が記述されている。</p> <p>指摘・意見は、総論では12指摘と6意見、各論では220指摘と87意見がそれぞれ示されている。</p> <p>また、概要版には本報告書の第1部と2部の概要を記した本文7頁に加え、全922件の補助金等に加え今回監査対象としなかった旅費補助金と出席負担金を含めた補助金等一覧表37頁と、指摘及び意見一覧表40頁が付されている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>交付申請から交付決定までの手続きに加え、根拠となる交付要綱や交付目的、事後の見直し手法についても監査の具体的視点を設定し、補助金事務の各プロセスにおいて監査が行われている。また、「2020年版包括外部監査の通信簿」にて優秀賞に輝いた岐阜県の監査人が行っていた、指摘・意見を「事実関係」→「規範」→「指摘・意見」の順に記載し監査人の思考過程を明瞭に示すことと、規範に反しているものはすべて指摘とすること及び他の補助金等に参考になる好例については「参考報告」として記載し他部署に導入を促す手法が取り入れられている。上記によって対象範囲の広い補助金等というテーマでありながらも、システムチックかつ合理的に遺漏ない監査になっていると評価できる。また、概要版に掲載されている補助金等一覧表では、市が行う補助金等が一覧できるとともに、そのうち開始から10年以上経過しているものや対象事業(交付先)に職員が関与しているものといった、問題が潜在化しそうな案件が可視化されており、今後同テーマを監査する際にも活用できるデータとなっている。</p> <p>指摘・意見は、廃止を含めた抜本的検討を求めるものや、改善にあたり他自治体との比較や参考事例が紹介されているものは少ないものの、全体的に端的かつ具体的で、規範に反している点が明示されていることから、一定の説得力を持つとともに活用性の高いものになっている。</p>

令和2年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：豊田市)

監査人氏名	田口 勤	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 232頁 概要書 57頁
監査テーマ	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～			委託報酬額 10,500,000円	
監査対象等	対象部署は、委託契約又は委託料を取り扱ったことのある部署全て。個別の委託については、再委託・下請負を伴うもので当初契約金額が1000万円以上の委託を抽出している。				
対象選定の理由	<p>①R1度の包括外部監査では、出資団体をテーマの1つとして監査したところ、委託契約又は委託料には、出資団体の運営費を実質的に補助する目的で支給されているもの、特命随意契約とする理由が合理的かどうかについて判断がつかないもの、随意契約したものその委託料の大きな部分を占める業務を再委託・下請負させているもの、再委託・下請負を例外的に承認したことと合理的な理由があるとは認められないもの、再委託・下請負業者と市が直接契約することで経費節減が可能と考えられるものなど、様々な問題点が認められたこと。</p> <p>②国が持続化給付金事務事業を一般社団法人サービスデザイン推進協議会に769億円で委託したところ、委託料の大半である749億円が再委託先である株式会社電通に支払われていた事実が明らかになり、再委託先がさらに再々委託していた可能性も指摘されるなど、委託契約と再委託又は下請負に対する市民やマスコミの関心はこれまでなく高まっていること。</p>				
監査の視点	<p>(1) 全般的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 正確性－事務・事業の遂行等に誤りがないか。記載内容に誤記や誤謬がないか。 ② 合规性－法令に従って適正に処理されているか。要綱・要領・細則・手引・ガイドライン等が法令に従って適正に作成されているか。 ③ 経済性－事務・事業の遂行等がより少ない費用で実施できているか。 ④ 効率性－費用との対比で最大限の成果を得ているか。 ⑤ 有効性－事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。 ⑥ 合理性・相当性・正当性・妥当性－住民福祉の増進という究極の目的に適合しているか。 ⑦ 専門性－市が外部団体等に求める専門的な知識、経験、技術、ノウハウが何であるか。 <p>(2) 委託に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委託発注の必要性・委託を選択した理由を自覚しているか。 ② 契約の目的が明確か。 ③ 要綱・要領・細則・手引・ガイドラインその他マニュアル類の合规性。 ④ 契約事務手続の合规性。 ⑤ 契約相手の選定手続と選択された相手が妥当か。 ⑥ 契約書又は契約変更書が適切な時期に適切な内容で締結されたか。 ⑦ 再委託・下請負は妥当か。 ⑧ 有効性。 				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>「第1章 総論」、「第2章 委託に関する一般論について」、「第3章 個別の委託について」の全3章により構成。</p> <p>第1章は、監査の概要、本報告書の構成についての説明である。</p> <p>第2章は、委託、再委託・下請負、再委託・下請負を伴う委託契約書の各項目について、一般的事項の説明を加えるとともに、規則・要綱等や契約書・契約約款の内容等に対する監査結果を述べている。</p> <p>第3章は個別の委託についての監査結果であり、本報告書の中心である。再委託・下請負を伴うもので当初契約金額が1000万円以上の計58委託(当初契約金額計約66億円)を抽出。部ごとの内訳は、経営戦略部2、企画政策部2、総務部2、市民部4、地域振興部2、生涯活躍部3、子ども部1、環境部7、産業部4、都市整備部8、建設部8、上下水道局13、教育部2である。個別の委託の監査結果は、委託の概要説明(契約目的、委託内容、契約締結の方法及びその理由、委託期間、金額、契約保証金の有無)、契約の変更・再委託の内容、監査結果の説明、という構成でまとめられている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>上記の視点から、非常に厳しい姿勢で監査に臨んでいる。市側の見解を記載した上で、それに対する反論という形で監査結果が記載されているところもあり、全体として説得力がある。</p> <p>多くの委託で共通して、案件発注決定書や仕様書の「執行の理由」欄に、当該業務を行う理由が記載されているに過ぎず、委託発注をする理由が記載されていない、という問題点が指摘されている。業務を行う理由の記載内容は、市が直営する場合にも妥当するものであるから、現状では直営ではなく外部委託が選択された理由が分からない。この点については全市的に誤解されていることが窺われ、監査報告で指摘された委託については言うまでもなく、今回監査の対象とされていない委託についても、市は記載を改める必要がある。</p> <p>また、報告書104頁以下では、豊田市史資料調査委託業務について、受託者である豊田市史資料調査会を通じた偽装請負が疑われ、労働者保護規制が潜脱されている旨指摘されている。監査人は市の直営とすべきとしているところ、市には適切な対応が求められよう。</p> <p>指摘・意見の一覧表があるとなおよかったが、批判的観点から明瞭な指摘・意見が述べられた優れた監査報告書である。本報告書の内容にきちんと向き合った措置がなされることを期待したい。</p>

令和2年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：東京都大田区)

監査人氏名	大古場 雅	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 403頁 概要書 77頁
監査テーマ	一般廃棄物処理に関する事務の執行について			委託報酬額 12,100,000円	
監査対象等	大田区環境清掃部及び一般財団法人大田区環境公社				
対象選定の由	H12度の都区制度改革により産業廃棄物は引き続き都が担っているが、一般廃棄物に関する事務は区に移管され20年が経過した。R2度の環境衛生部の当初予算は111億600万円、そのうち清掃事業課及び各清掃事務所・事業所に係るものが102億円で区全体の当初予算2873億8700万円の3.9%(3.5%)を占めている。さらに、区はH29年1月に全額出資して一般財団法人大田区環境公社を設立し、同年度から可燃ごみ収集の一部、粗大ごみ搬入・分別・積み替え業務を委託している。一般廃棄物処理に対する関心が高まっていること、区の包括外部監査で取り上げられていないことからテーマに選定した。				
監査の視点	一般廃棄物処理に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたい適切に行われているか、及び、経済的・効率的に実施されているか。				
監査報告書の概要	<p>① 大田区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理について、情報公開状況を確認したところ個別施策の推進状況等・計画全体での進捗状況を報告していない問題があることなど指摘3、意見2。</p> <p>② ごみ収集・運搬事業について、清掃車両の雇上契約は(一社)東京都環境保全協会が割り振った加盟社と契約する仕組みで、区が雇上会社の役務や品質等につき主体的に検討できない問題があることなど指摘4、意見8。</p> <p>③ リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業について、環境公社の収集ごみ量は過去3年とも計画の80%程度で過剰な台数の手配となっている可能性があり適正配車につき再検討の必要があることなど指摘14、意見60。</p> <p>④ 東京二十三区清掃一部事務組合分担金について、区のだん金を削減するために特別区の中で相対的に高いごみの減量率をはかるよう取り組む必要があることなど意見2。</p> <p>⑤ 清掃事務所及び事業所の役割について、8台の小型プレス車をリースにより保有しているが配車はその内4台のみなので、保有台数、契約時期、保有車種や年式について検討の上契約を締結する必要があることなど指摘2、意見4。</p> <p>⑥ 大田区環境公社の役割及び管理について、職員の出勤簿と休暇簿に齟齬があるので、正しい給与計算のためにも出勤簿と休暇簿の整合性の確認を徹底し管理体制を整備する必要性があることなど指摘1、意見16。</p> <p>⑦ 人件費について、退職者原則不補充方針で外部委託の割合は年々高くなる一方、行政サービスの低下、区が指導体制を確立し維持していくための体制確保政策の検討が不十分なので、将来を見越した採用計画、人員配置、教育研修等詳細な方針を作成する必要があることなど指摘3。</p> <p>⑧ 指導事業について、普通ごみの許可要件を満たさない事業者に対して許可更新を認め、かつ、契約条件を満たさない事業者に業務委託を継続している事例があり各種規定・契約条項が遵守されていないことなど指摘6、意見1。</p> <p>⑨ 安全衛生管理について、H30度の交通事故件数につき、事業概要の件数と事故一覧件数との間に相違があったことなど指摘2、意見8。</p> <p>⑩ 普及・啓発事業について、決算関連資料等の発行部数とR2度環境清掃部事業概要に記載された発行部数に食い違いがあったことなど指摘2、意見6。</p> <p>⑪ 大田区清掃・リサイクル協議会について、協議会における委員からの意見・提案等及びその回答・対応等について一覧性をもって確認できる資料が作成されていないことなど指摘2、意見3。</p> <p>⑫ 食品ロス削減への取り組みについて、事業概要の実績報告において出前授業が行われた日が誤っていたことなど指摘1、意見8。</p> <p>⑬ 給食生ごみリサイクル事業について、予定回収量を前提にリサイクル事業にかかる費用は一般廃棄物として処理する場合と比べ1600万円余費用の増加が見込まれるが、いくら増加であれば受け入れられるかの評価はなされていないことなど指摘1、意見1。</p> <p>⑭ 災害廃棄物への対応について、災害廃棄物処理計画の推進につき、庁内の研修等の周知機会が設けられてらず、実行計画をどのような体制で策定するのかを定めていく必要があることなど指摘1。</p>				

監査に対する 評価	優秀賞
コ メ ン ト	<p>区の清掃事業は、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、大田区環境公社など多くの団体が関わっている。これら団体との相互関係、一部事務組合を窓口とした東京環境保全協会に加盟する会社との車両借上契約をはじめ、複雑な区の清掃業務全体について、ていねいかつ徹底的に監査している。複数の組織がかかわる中で相互の連携が必ずしも十分でないこと、他組織が契約する委託料や契約単価の根拠資料が区に存在せず手続や金額の妥当性等が検証できないこと、車両借り上げ契約は一部事務組合や東京環境保全協会を通じて行われるためこれら組織の前例が優先され新規事業者の参入障壁となっていること、そのため業務成績が芳しくない契約業者を区が変更できないことなど、複雑な運営形態に潜む問題点を明らかにし改善を求める意見を述べていて評価できる。清掃業務に関連する人件費、労務管理や安全衛生の観点からの点検、ごみ発生抑制・リサイクル推進に関する啓発活動などにも目配りし、食品ロス削減の取り組みや給食生ごみリサイクル事業、災害廃棄物の対応もチェックするなど広い視野に立って事業を点検している。後半やや息切れしたように感じられるところはあったものの、区の清掃業務全般について意欲的な監査を実施し指摘や意見を述べていて活用性は高い。監査報告を受けた区の措置対応や取り組みが注目される。</p>

監査対象事項分類表(令和2年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	○ 豊橋市
2	財産管理（物品・現金・基金）	山形県、旭川市、長野市、倉敷市①
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園）、指定管理 者）	宮城県、神奈川県、石川県、京都府、鳥取県、 ◎ 岡山市 、水戸市、前橋市、金沢市、甲府市、 八尾市、○ 東大阪市 、尼崎市、鳥取市、倉敷市②、 高松市、○ 宮崎市
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償）	北海道、大阪府、山形市、福島市、松山市
5	医療・保健（病院・保健所）	三重県
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	○ 茨城県 、千葉県、富山県、○ 山梨県 、○ 静岡県 、 いわき市、大津市
7	試験研究機関	
8	部局・出先機関	沖縄県、郡山市①、宇都宮市、福井市、久留米市
9 公 営 事 業	①地方公営企業に属するもの	
	Ⅰ 上下水道・農工業用水	青森県、札幌市、横浜市、神戸市、岡崎市、 ○ 吹田市 、寝屋川市、明石市、○ 奈良市 、長崎市
	Ⅱ 公営交通	○ 川崎市 、京都市
	Ⅲ 電気・ガス事業	
	②産業振興に属するもの	
	Ⅰ 産業振興・まちづくり（住環 境整備）	福島県、佐賀県、○ 千葉市 、秋田市、八王子市、 高槻市
	Ⅱ 農林水産・土地改良	新潟県、高知県、宮崎県、○ 新潟市 、高崎市、 姫路市
	Ⅲ 観光	滋賀県、愛媛県、川越市、横須賀市①
	Ⅳ 市場	
	③上記以外の事業	
	Ⅰ 道路・港湾・河川	福井県、横須賀市②、福山市
	Ⅱ 土地区画整理事業・市街地再 開発事業	
	Ⅲ 環境・ごみ・清掃・衛生	長野県、さいたま市、川口市、富山市、 ◎ 東京都大田区 、東京都港区
	Ⅳ 住宅	東京都、◎ 岐阜県 、◎ 兵庫県 、和歌山県、西宮市、 高知市
	Ⅴ 公営ギャンブル	

10	特別会計	
11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター等）	○奈良県、島根県、浜松市、郡山市②、東京都町田市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	福岡県、長崎県、函館市、八戸市、船橋市、◎岐阜市、枚方市、大分市
13	契約・入札・請負・委託	鹿児島県、名古屋市、◎福岡市、盛岡市、◎豊田市、○下関市
14	人件費	仙台市
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	秋田県、熊本県、佐世保市②、東京都江東区
17 社会福祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	広島市①、松江市、那覇市
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	群馬県、埼玉県、香川県、相模原市、広島市②、北九州市、熊本市、青森市、柏市、豊中市
	III 雇用労働施策	愛知県、○広島県、○大分県
	IV 人口対策	
18	消防・警察	越谷市、和歌山市
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	栃木県、山口県、○静岡市、堺市、鹿児島市
21 その他	I 業務改革の推進	○大阪市、呉市、東京都荒川区
	II 条例に基づく事務執行	
	III スポーツ・芸術振興	岩手県
	IV 情報公開	佐世保市①
	V 事務事業	岡山県
	VI 広報	徳島県

※2021年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区132店）捜せば出てくる 美味しい料理（3285品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方・・・（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いとっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編・・・課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査	
	・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。